

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【公表番号】特表2019-513136(P2019-513136A)

【公表日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2018-549837(P2018-549837)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/50	(2015.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/19	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2017.01)
A 6 1 K	47/46	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	41/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/98	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 J	3/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/50	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 K	9/19	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/42	
A 6 1 K	47/46	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	19/00	
A 6 1 P	41/00	
A 6 1 K	8/98	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 J	3/00	3 0 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月23日(2020.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ある量の修飾された羊水を含む組成物であって、前記羊水が、滅菌及び脱塩される、組成物。

【請求項2】

前記修飾された羊水が、塩の全てまたは実質的に塩の全てを除去するために脱塩されている、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記修飾された羊水が、サイズが $1\text{ }\mu\text{m}$ を超える物質、サイズが $0\text{ . }5\text{ }\mu\text{m}$ を超える物質、または細胞及び／若しくは細胞残屑を含まないかまたは実質的に含まない、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記修飾された羊水がヒト羊水である、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記修飾された羊水が濃縮されている、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記修飾された羊水が凍結乾燥される、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

薬学的に許容される担体を更に含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

前記組成物が注射可能であるか、噴霧可能であるか、局所用組成物であるか、または液体、ゲル、もしくはペーストである、請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

請求項1に記載の組成物の液滴を乾燥させたものを含む、固体ペレット。

【請求項10】

型の中で乾燥させたある量の請求項1に記載の組成物を含む、成形された組成物。

【請求項11】

ある量の請求項1～10のいずれか一項に記載の組成物と、胎盤組織移植片と、を含む、組成物。

【請求項12】

ある量の請求項1～10のいずれか一項に記載の組成物と、ある量の微粉化胎盤組織粒子と、を含む、組成物。

【請求項13】

システムであって、

a . ある量の、請求項1～8及び10～11のいずれか一項に記載の組成物を含む、第1の組成物と、

b . ある量の薬学的に許容される担体を含む、第2の組成物と、

c . 前記第1の組成物が中に配置された第1のチャンバ、前記第2の組成物が中に配置された第2のチャンバ、ならびに前記第1の組成物及び前記第2の組成物を放出するように構成される1つ以上のアパーチャを含む、投与デバイスと、を含む、システム。

【請求項14】

キットであって、

a . 請求項1～8及び10～11のいずれか一項に記載の組成物または請求項9に記載の固体ペレットと、

b . 前記組成物または固体ペレットを使用して、胃腸疾患もしくは障害、皮膚疾患もしくは障害、美容処置を受けた患者、または肺疾患もしくは障害を治療するため；脊椎上もしくは脊椎近傍の瘢痕形成を防止もしくは低減するか、または硬膜裂傷を封止するため；前方経路処置または修正された前方経路処置を治療または防止するため；創傷治癒促進、ま

たは手術創の結果としての瘢痕形成の防止のため；あるいは外科処置後の生殖器系における瘢痕組織の量を減少させるための使用説明書と、を含む、キット。

【請求項 1 5】

胃腸疾患もしくは障害、皮膚疾患もしくは障害、美容処置を受けた患者、または肺疾患もしくは障害の治療；脊椎上もしくは脊椎近傍の瘢痕形成の防止もしくは低減、または硬膜裂傷の封止；前方経路処置または修正された前方経路処置の治療または防止；創傷治癒促進、または手術創の結果としての瘢痕形成の防止；あるいは外科処置後の生殖器系における瘢痕組織の量の減少において使用するための、請求項 1 ~ 8 及び 10 ~ 11 のいずれか一項に記載の組成物または請求項 9 に記載の固体ペレット。